

各 位

会 社 名 株式会社 愛 知 銀 行 代表者名 取締役頭取 矢 澤 勝 幸 (コード番号 8527 東証・名証第一部) 問合せ先 執行役員総合企画部長 吉川 浩明 (TEL. 052-251-3211)

株式の売出しに関するお知らせ

当行は、平成29年12月1日開催の取締役会において、当行普通株式の売出しについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 当行株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)
- (1) 売 出 株 式 の 当行普通株式 652,000 株 種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 株式会社三菱東京UFJ銀行
- (3) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 29 年 12 月 11 日 (月) から平成 29 年 12 月 14 日 (木) までの間のいずれかの日(以下、「売出価格等決定 日」という。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の終値 (当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値) に 0.90~ 1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況等 を勘案した上で決定する。)
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社、SMBC日興証券 株式会社及び東海東京証券株式会社(以下、「引受人」と総称する。) に全株式を買取引受けさせる。

売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日 まで。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の6営業日後の日
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役頭取に一任する。

ご注意:この文書は、当行株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- 2. 当行株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>2. を参照のこと。)
- (1) 売 出 株 式 の 当行普通株式 97,800 株

種類及び数 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。

- (2) 壳 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引 受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、97,800 株を 上限として大和証券株式会社が当行株主より借受ける当行普通株式に ついて売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役頭取に一任する。

くご参考>

1. 売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしましたが、これは当行普通株式の分布状況の改善及び流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2.当行株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1.当行株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、97,800株を上限として大和証券株式会社が当行株主より借受ける当行普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当行普通株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成30年1月12日(金)までの間を行使期間として、当行株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出 しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当行普通株式について安定操作取引を行う場合 があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があり ます。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成30年1月12日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った

ご注意:この文書は、当行株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当行普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及 びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリ ーンシューオプションの行使を行います。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、当行は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当行株式、当行株式に転換若しくは交換されうる証券又は当行株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、株式分割に係る新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意 の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意:この文書は、当行株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。